東京都 旅券（パスポート）窓口申請のご案内

(2026.7.1)

◆東京都に住民登録又は居所がある方が申請できます。　※入国時に残存有効期間が一定期間必要な国がありますのでご注意ください。

■ 申請に当たって

旅券の有無や、所持する旅券の状況などにより必要書類は異なります。**下表からご自身の状況に当てはまるものを選び、〇印等がついた書類をお持ちください。**

- **申請時に 18 歳以上の方は「10 年旅券」、18 歳未満の方は「5 年旅券」が申請できます。**
- **旅券番号は発給のたびに変更され、お受け取りまで確認できません。**
- 公的機関が発行した必要書類は申請日前 6 か月以内発行のものをご用意ください。
- 「切替申請」の場合、現在の有効旅券の残存有効期間が切り捨てになります。
- 有効旅券は、申請時に内容を確認し、一旦お返ししますので、お受け取りの際に必ずお持ちください。返却希望の方にはお受け取り時に失効処理したうえでお返しします。
- 過去に、旅券を申請したが旅券を受領しなかったことがある場合は、手数料増額の対象となる可能性があるため確認させていただきます。窓口にお申し出ください。
 ※申し出がない場合も審査で手数料増額の対象であることが明らかになった場合は増額となります。
- 下表に該当するものがない場合は、お問い合わせください。

	必要書類							
	一般旅券発給申請書（令和五年三月改正以降）1 枚	戸籍謄本（全部事項証明書）※1 1 通	パスポート用写真（枚）	本人確認のための書類（コピー不可）	前回発給されたパスポート	紛失一般旅券等届出書 1 枚	その他の書類	住民票の写し 1 通
	5 頁参照							
① 初めての旅券申請（新規申請）	〇	〇	1	〇				原則不要 ※9
② 前回取得した旅券の有効期間切れ（新規申請）	〇	〇	1	〇	※2			
③ 有効旅券の記載事項（氏名・本籍等）が変更 ※3（切替申請/残存有効期間同一申請）	〇	〇	1		〇			
④ 有効旅券の残存有効期間が 1 年未満（切替申請）	〇	※4	1		〇			
⑤ 有効旅券の査証欄の余白が少ない（見開き 3 頁以下）※3（切替申請/残存有効期間同一申請）	〇		1		〇			
⑥ 有効旅券が損傷している ※5（オンライン申請不可）（切替申請）	〇		1	〇	〇		〇 ※6	
⑦ 有効旅券の紛失、焼失等により新たな旅券を申請する（新規申請）	〇	〇	2	〇		〇	〇 ※7	
⑧ 外国で旅券を紛失し「帰国のための渡航書」で帰国（新規申請）	〇	〇	1	〇			〇 ※8	

※ 1 **戸籍抄本（個人事項証明書）、改製原戸籍、戸籍の附票等は使用できません。**
※ 2 有効期間切れの旅券も可能な限りお持ちください。申請時に確認後、失効処理をしてお返しします。
※ 3 記載事項（氏名・フリガナ・本籍の都道府県等）に変更があった場合や、有効旅券の査証欄の余白が少なくなった場合は、「切替申請」（有効旅券の有効期間切り捨て）又は「残存有効期間同一申請」（有効旅券の有効期間満了日と同一※ 18 歳以上のみ申請可）を申請してください。
※ 4 申請書の**本籍（住所と同一とは限りません）欄は、都道府県名から地番まで記入します。**戸籍謄本の提出は不要ですが、本籍を必ずご確認の上記入してください。
※ 5 損傷の状況（旅券の体裁をとどめない、人定事項が読み取れない等）によっては**⑦の紛失扱いとなる場合があります。**
※ 6 損傷の経緯を記載した事情説明書（書式自由）が必要です。ホームページからダウンロードするか窓口でお申し出ください。
※ 7 有効旅券を盗難・紛失・焼失した場合は、**必ず本人が「紛失一般旅券等届出書」を提出**してください。
・警察に遺失届（盗難届）を提出したことを証明する書類をお持ちになるか、届け出た警察署名及び受理番号を紛失一般旅券等届出書に記入してください。家の中で紛失した場合は警察への届け出は必要ありませんが詳細を記入してください。
・焼失の場合は、消防署又は区市町村が発行した罹災証明書をお持ちください。
※ 8 「帰国のための渡航書」をお持ちください。
※ 9 **東京都内に住民登録している方は、住民基本台帳ネットワークシステムで現住所を確認しますので原則不要です。**
次のいずれかに該当する方は、住民票の写しの提出が必要です。
・住民基本台帳ネットワークシステムでの検索を希望しない方　・住民登録の変更後すぐに申請される方
・東京都内に住民登録がない方（**居所申請**については 6 頁参照）
申請日前 6 か月以内に発行されたマイナンバー（個人番号）の記載がないものをお持ちください。

申請受付	月曜日・火曜日・水曜日　9：00 ～ 19：00 木曜日・金曜日　9：00 ～ 17：00 （**受領についてのみ、**年末年始休業日を除いた**日曜日（9:00～17:00）も受付**しています。）
休業日	●土曜日　●国民の祝日　●振替休日　●年末年始（12 月 29 日～ 1 月 3 日） ※荒天や交通機関途絶等により、臨時休業や受付時間の短縮を行うことがあります。
問い合わせ先	**東京都パスポート電話案内センター** **03-5908-0400**　※受付時間外は自動音声になります。 ※一部のＩＰ電話では自動音声をご利用いただけない場合があります。 **東京都パスポート ホームページ➡** ※様式等のダウンロードはこちらから

マイナンバーカードをお持ちの方は
オンライン申請が可能です

オンライン申請
詳しくはこちらから ➡
・戸籍謄本 / 本人確認書類が不要
・手数料が窓口申請よりも 400 円安い

※以下の場合はオンライン申請対象外です。
事前に、電話案内センターにお問い合わせください。
●有効中のパスポートを損傷している方
●通勤・通学以外の居所申請の方
●有効旅券の残存有効期間が 1 年以上で申請が必要な方

記入例

ご注意

■この記入例は５年用、10 年用共通です。

18 歳未満の方は５年用、18 歳以上の方は 10 年用の申請書を使用

○申請書に記載されている内容（表面左端注意事項を含む）は、申請者が同意及び理
みなされますので、よく読んでからご記入ください。

- **申請書は機械で読み取りますので、ていねいに記入し、折り曲げたり、汚したり**
- **黒又は濃い青のボールペン又はインクで枠からはみださないように記入してくだ**
 （文字が消せる、にじむ、つぶれる、裏写りする、細すぎる、かすれる筆記用具は
- **訂正するときは、書き間違えた個所を二重線で消し、正しい内容を書き加えてく**
 （訂正テープ等不可、訂正印不要）
- **「所持人自署欄」は訂正できません。新しい申請書に書き直してください。**
 （枠からのはみ出し、なぞり、かすれ（細すぎ）、文字のつぶれなどの場合も書き

所持人自署について

署名はそのまま旅券に転写され、海外で使用するサインになります。**枠からはみ出さないようご本人が一行で自署してください。**

【記入例】

Anju Tocho

A. Tocho

とちょう あんじゅ

■所持人自署の代筆

申請者が乳幼児又は障害等のため署名が困難な場合は、次の方が代理で記名してください。
①法定代理人
（親権者・後見人）
②配偶者
③渡航に同行する者

【記入例】

都庁 杏樹
都庁太郎(父)代筆

Anju Tocho
by T. Tocho (Father)

[代筆者記入例]
都庁 太郎(父)代筆
by Taro Tocho (Father)
都庁 優子(母)代筆
by Yuko Tocho (Mother)
瀬戸 明(後見人)代筆
by Akira Seto (Guardian)
小川 隆(夫)代筆
by T. Ogawa (Husband)
小川 弘子(妻)代筆
by H. Ogawa (Wife)
鈴木 次郎(付添人)代筆
by J. Suzuki (Attendant)

表

一般旅券発給申請書

新規 ／ 切替（18歳未満で一般旅券を希望する申請者用） 5年用

受理年月日 ／ 受理番号 ／ 窓口記入欄：記入しないでください ／ 確認

有効期間 ／ 発行年月日 ／ 交付年月日 ／ 旅券番号

写真は貼らずにお持ちください

氏名（左詰めで記入）
フリガナ：トチョウ アンジュ
姓：都庁 ／ 名：杏樹
ヘボン式ローマ字活字体大文字で記入してください。：姓 TOCHO ／ 名 ANJU
ヘボン式でない表記を旅券面に記載する場合は裏面の氏名欄もご記入ください。

所持人自署（この署名は旅券にそのまま転写されます）：都庁 杏樹
（枠からはみ出さないように署名してください）
所持人自署については申請者本人が署名してください。ただし、乳幼児など申請者が自ら署名することが困難な場合は、法定代理人などが代筆することができます。
その場合には、点線より上の枠内に申請者の氏名を記入し、点線より下の枠内に記入者の氏名及び申請者との関係を記入してください。
（例えば、by A. YAMADA (Mother) や by A. YAMADA (Father) など）

性別：男 ／ 生年月日：平成 2-10-3-27 ／ 満 17 歳

本籍（都道府県名を左詰めで記入してください）：東京都 ／（市区郡以下）※戸籍謄本に記載されているとおり記入してください：新宿区 西新宿 2-8

※過去に申請後に旅券を受領しなかったことがありますか。 □ある ☑ない
※旅券の所持歴はありますか。 ☑ある（以下に最後の旅券について記入） □ない

旅券番号：MU 8888888 ／ 発行年月日 西暦で記入：2013 09 28

最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。：TOCHO

※この申請書に記入した氏名の表記は、外務大臣又は領事官が特に必要と認める場合を除き変更することができないことを理解しました。 はい ☑

現住所（国外居住の場合は国外の住所）：〒163-0023 新宿区西新宿0-00-0 xxハイツ204
日中の連絡先 電話：03（5321）0000 ／ 携帯：090（4422）xxxx ／ メールアドレス

居所で申請する場合のみ記入（一時帰国含む）：〒 ／ 電話 （ ）

緊急連絡先：住所 八王子市西八王子0-00-0 ／ 氏名 都庁 徹 ／ 申請者との関係 祖父 ／ 電話 042（622）xxxx

刑罰等関係欄
1つでも「はい」がある場合又は該当するか不明の場合は事前相談が必要です。
刑罰等用ﾀﾞｲﾔﾙ 03-5388-3196
までご相談ください。
※６頁参照

刑罰等関係：1. 外 2. 現 3. 現 4. 旅 5. 旅 6. 国 ／ はい ☐ いいえ ☑

外国籍の有無：現在外国の国籍を有していますか。（※該当する枠内に√印を記入してください）
はい ☐ ／ いいえ ☑
「はい」の場合
どの国の国籍ですか。
取得年月日 年 月 日
どのような方法で取得しましたか。
外国籍の父又は母の子として出生 ☐
外国での出生 ☐
外国人との婚姻又は養子縁組 ☐
帰化申請又は国籍取得届出 ☐

外務省コード欄：03 13条 10 別名併記 14 暦外確認 0A … 0K 特例3 ／ 04 対立地域 11 非ヘボン 15 暦外表示 0B ／ 記入しないでください ／ 官庁コード

（別記第２号様式） 裏面も記入してください 用紙の大きさはＡ４

戸籍どおりの
リガナ含む）

ヘボン式ロー
字体**大文字**で
※４頁参照

ヘボン式によ
表記及び**別名**
記を希望する
※４頁参照

戸籍どおりに
（簡略表示可）
※本籍は、住所
戸籍等で確認

この欄は必ず
申請者本
で記入してく
（記入漏れや
定代理人）以
た場合は受付

過去に申請し
なかったこと
「ある」に☑

旅券の所持歴
最後に発給を
いて分かる範
（名義は「姓」

緊急時（渡航
れる親族、友

内容をよく読
に☑。**「はい」**
る場合は要事

してください。
解して提出したものと

しないでください。
さい。
は使用不可)
ださい。

直してください。)

の文字で姓・名(フ
を正確に記入

ーマ字を用いて活
記入

らないローマ字
(旧姓含む)併
る場合のみ記入。

に地番まで記入
地とは異なります。
してください。

本人が自筆
ださい。
申請者(又は法
人以外の方が記入し
できません。)

った旅券を受取ら
とがある場合は

歴がある場合は、
受けた旅券につ
範囲で記入
のみ)

中)に連絡の取
人や勤務先等

読み、該当する方
」が一つでもあ
事前相談。

※令和５年３月改正前の申請書は使用できません

・記入例は「令和８年７月改正」の様式を使用しています。
・一部レイアウトが異なりますが、令和５年３月改正以降の様式は使用できます。留意事項は同じです。

[参考] 旅券に使用されている略語

性　別	生年月日、発行年月日、有効期間満了日の「月」表示			
M：MALE　(男性)	JAN：JANUARY　(1月)	APR：APRIL (4月)	JUL：JULY　(7月)	OCT：OCTOBER　(10月)
F：FEMALE (女性)	FEB：FEBRUARY (2月)	MAY：MAY　(5月)	AUG：AUGUST　(8月)	NOV：NOVEMBER (11月)
	MAR：MARCH　(3月)	JUN：JUNE (6月)	SEP：SEPTEMBER (9月)	DEC：DECEMBER (12月)

■ 一度作成した旅券の氏名表記は変更できません。

裏

※次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に√印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。
①□表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合　②□旅券の二重発給を受けようとする場合

該当がない場合は記入しないでください

渡航
②の

今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)

国名		コード	

旅券面の氏名表記(申請書表面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字体大文字で記入してください。(姓と名のどちらか一方の場合もあります)。また、旧姓・別姓・別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲み、括弧の中に旧姓・別姓・別名を記入してください。)(旧姓・別姓・別名の記入例:GAIMU(TANAKA))

(姓)
最大31字まで(旧姓・別姓を含む)
(名)
最大31字まで(別名を含む)

注:旅券面への表記可能な字数は姓・名・スペース合わせて37文字(旧姓・別姓・別名併記を除く)までです。記号(,・~等)や、数字(ⅡⅢ等)等は記入できません。ただし、旧姓・別姓・別名併記の()は記入可。

外務大臣殿
在　大使　総領事　殿

令和 8年 12月 1日

(過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。)

(申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください(署名が困難な場合を除く)。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。)

法定代理人(親権者、後見人など)署名
都庁 太郎

本人確認欄
(1点でよい書類)
□日本国旅券 □運転免許証 □個人番号カード □船員手帳 □海技免状 □猟銃等所持許可証 □戦傷病者手帳 □宅建取引士証 □電気工事士免状 □無線従事者免許証 □官公庁職員身分証明書 □身体障
(2点必要な書類)
以下の資格確認書
□国民健康保険 □健康保険 □船員保険 □後期高齢者医療
その他
□介護保険証 □年金証書等 □印鑑登録証明書及び実印 □その他写真付きの身分証明書

記入しないでください

官公庁記載欄
戸籍の氏名の振り仮名確認
□非ヘボン　姓　名　旧姓・別姓・別名併記　□長音表記
疎明資料名(　　)
理　由(　　)

申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

申請者記入
私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。

令和　年　月　日

引受人氏名　　申請者との関係

引受人住所

引受人記入
私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。

令和　年　月　日　　連絡先電話番号　(　)

生年月日　明治・大正・昭和・平成・令和　年　月　日

注意事項
1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。
2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

(別記第4号様式)

申請年月日を申請者が記入
※記入日ではなく、申請書提出日

■法定代理人署名
申請者が未成年者又は成年被後見人の場合は、法定代理人(親権者又は後見人)の同意が必要です。

法定代理人が戸籍上の氏名を日本語(かい書体)で署名してください。訂正する場合は、氏名全てを消し訂正してください。
※6頁「■未成年の方」参照

■代理提出
申請書類を本人以外が代理提出する場合は、**申請者本人の記入**による委任が必要です(未成年者の法定代理人が提出する場合は手続き不要です)。**引受人記入欄は引受人本人が記入**してください。
※6頁参照

◎**旅券の表記は**、戸籍のフリガナに対する、**ヘボン式ローマ字による表記が原則**となります。戸籍に変更がない限り、**一度選択した氏名表記は変更することができません。**

◎氏は原則「家族統一」となります。①戸籍筆頭者、②①の人が持っていない場合は既に持っている家族に表記をあわせてください。

■ ヘボン式ローマ字

50音										
あ	か	さ	た	な	は	ま	や	ら	わ	ん
A	KA	SA	TA	NA	HA	MA	YA	RA	WA	N（M）
い	き	**し**	**ち**	に	ひ	み		り	ゐ	
I	KI	**SHI**	**CHI**	NI	HI	MI		RI	I	
う	く	す	**つ**	ぬ	**ふ**	む	ゆ	る		
U	KU	SU	**TSU**	NU	**FU**	MU	YU	RU		
え	け	せ	て	ね	へ	め		れ	ゑ	
E	KE	SE	TE	NE	HE	ME		RE	E	
お	こ	そ	と	の	ほ	も	よ	ろ	を	
O	KO	SO	TO	NO	HO	MO	YO	RO	O	

濁音・半濁音				
が	ざ	だ	ば	ぱ
GA	ZA	DA	BA	PA
ぎ	**じ**	**ぢ**	び	ぴ
GI	**JI**	**JI**	BI	PI
ぐ	ず	**づ**	ぶ	ぷ
GU	ZU	**ZU**	BU	PU
げ	ぜ	で	べ	ぺ
GE	ZE	DE	BE	PE
ご	ぞ	ど	ぼ	ぽ
GO	ZO	DO	BO	PO

拗　音										
きゃ	**しゃ**	**ちゃ**	にゃ	ひゃ	みゃ	**りゃ**	ぎゃ	**じゃ**	びゃ	ぴゃ
KYA	**SHA**	**CHA**	NYA	HYA	MYA	**RYA**	GYA	**JA**	BYA	PYA
きゅ	**しゅ**	**ちゅ**	にゅ	ひゅ	みゅ	**りゅ**	ぎゅ	**じゅ**	びゅ	ぴゅ
KYU	**SHU**	**CHU**	NYU	HYU	MYU	**RYU**	GYU	**JU**	BYU	PYU
きょ	**しょ**	**ちょ**	にょ	ひょ	みょ	**りょ**	ぎょ	**じょ**	びょ	ぴょ
KYO	**SHO**	**CHO**	NYO	HYO	MYO	**RYO**	GYO	**JO**	BYO	PYO

**　　の箇所は特に誤りやすいのでご注意ください**

【参考】外国式標記の変換				
ファ	ヴ	ヴァ	シェ	チェ
FUA	BU	BA / BUA	SHIE	CHIE
フィ	ウィ	ヴィ	ジェ	ティ
FUI	UI	BI/ BUI	JIE	TEI
フェ	ウェ	ヴェ	ディ	ニィ
FUE	UE	BE/ BUE	DEI	NII
フォ	ウォ	ヴォ	デュ	ニェ
FUO	UO	BO / BUO	DEYU	NIE

● 長音（伸ばす音）で発音することが一般的な氏名

・「O」や「U」は記入しない　　例：おおの → ONO　　例：さいとう → SAITO

● 撥音「ん」の表記について

・「B・M・P」の前は「M」で表記　　例：なんば → NAMBA　　ほんま → HOMMA　　さんぺい → SAMPEI

・上記以外は「N」で表記　　例：かんの → KANNO　　ほんだ → HONDA

● 促音「っ」の表記について

・子音を重ねて表記　　例：べっぷ → BEPPU　　きっかわ → KIKKAWA

・【特例】「CH」の前は「T」で表記　　例：ほっち → HOTCHI　　はっちょう→ HATCHO

● 戸籍のフリガナの表記について　**※戸籍のフリガナと異なる表記は認められません。**申請前に戸籍を確認してください。

・小さい「つ・や・ゆ・よ」に注意　例：（**服部**）はっとり→ HATTORI　はつとり→ HATSUTORI　（**遼**）りょう→ RYO　りよう→ RIYOU

■ ヘボン式ローマ字と異なる氏名表記を希望する方

初めての申請に限り**長音**（H･O･U の挿入）の表記や外国式の表記（R に代えて L の使用等）など、ヘボン式によらないローマ字の表記を希望することができます。

一度選択すると原則として変更できませんのでご注意ください。

・申請書の裏面の旅券面の氏名表記欄に希望する表記を記入してください。

・認められる表記には一定の制限があり、つづりが実際に使用されていることを示す書類（原本）等（出生証明書、配偶者や父母の外国旅券、婚姻証明書等）の提示が必要となりますので、事前に電話案内センターへご相談ください。

・外国人との婚姻、両親のいずれかが外国人、二重国籍等により、戸籍上の氏名のフリガナが外国式の場合は、外国式のつづりで旅券面の氏名を表記できます。

例：

戸籍姓	フリガナ	旅券面表記	戸籍名	フリガナ	旅券面表記
ピーターソン	ピーターソン	PETERSON	ジェームス	ジェームス	JAMES
金	キム	KIM	情和	ジョンワ	JEONG-HWA

■ 別姓（又は旧姓）、別名を括弧書きで併記を希望する方

・申請書の裏面の旅券面の氏名表記欄に希望する表記を記入してください。新たに別名(旧姓を含む)併記を希望する場合や変更する場合には、戸籍謄本が必要となります。

● 別姓・別名併記

外国人配偶者（又は父、母）の姓や、二重国籍者が外国旅券上の名前を旅券に記載する必要がある場合には、別姓・別名として併記することができます。つづりが実際に使用されていることを示す書類（原本）等（出生証明書、婚姻証明書又は配偶者や父母の外国旅券等）の提示が必要になりますのでご持参ください。

(1) 外国人配偶者の姓を併記

例：戸籍上の姓「鈴木」で配偶者の姓が「PETERSON」の場合　旅券面の姓 SUZUKI（PETERSON）

(2) 二重国籍者が外国名を併記

例：戸籍の名が「花子」で、所持する旅券名が「HANAKO PATRICIA」の場合　旅券面の名 HANAKO（HANAKO PATRICIA）

● 旧姓併記

・旧姓併記を希望する場合で、戸籍謄本で旧姓が確認できない場合は、除籍謄本やさらに旧姓が記載された住民票の写し又はマイナンバーカード等で確認が必要となるため、事前に電話案内センターへご相談ください。

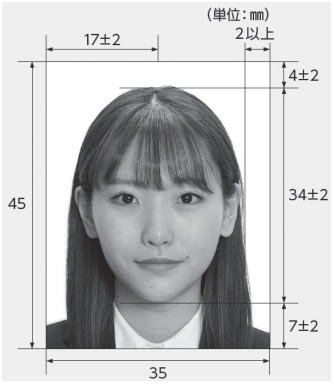
■ 一般旅券発給申請書

18 歳以上の方：「10 年旅券用」又は「残存有効期間同一旅券用」
18 歳未満の方：「５年旅券用」
※申請日が誕生日の前日の場合は、「年齢計算に関する法律」に基づき、１歳加算されます。
※**「残存有効期間同一旅券用」**は、有効旅券の氏名（フリガナ含む）、本籍等に変更がある又は査証欄に余白が少ない（見開き３頁以下）場合に、**現在の旅券の有効期間満了日を変えずに新しい旅券の発給を希望**するときに使用してください。

■ 戸籍謄本（全部事項証明書）※申請日前６か月以内に発行されたもの

・同一戸籍内のご家族が同時に申請する場合は、戸籍謄本１通で申請することができます。
・戸籍抄本（個人事項証明書）、改製原戸籍、戸籍の附票では受け付けできません。

■ パスポート用写真（カラー・白黒どちらでも可）　氏名を表面写真に影響がでないように裏面に記入してください。
※写真は申請書に貼らずにお持ちください。貼り付け済みの場合はそのままお持ちください。



外務省のＨＰもご確認ください➡

写真の規格は国際民間航空機関(ICAO)の勧告に基づいて定められています。

○規格外、不適当な写真は撮り直しをお願いすることがあります。眼鏡を外した写真を推奨します。

1. **本人のみが正面を向いて**撮影されたもの
2. 申請日から **６か月以内に撮影**されたもの
3. **縁なしで左記寸法を満たす**もの（縦 45㎜横 35㎜　頭頂～あご 34㎜ ±2㎜　左右余白 2㎜以上）
4. 無帽であるもの（申請者の申出により、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことが認められる場合を除く。）
5. **背景（影を含む）がない**もの　※背景は白推奨ですが、白髪の方や衣服等が白や黄緑の場合は背景との境界が不明瞭になるため、薄い青の背景を選んでください。
6. 顔の輪郭が露出しているもの
7. 目の周辺に、髪の毛、マスク、眼鏡、つけまつげ、まつげエクステ等の一部、或いはその影が入っていないもの。

【不適当な写真例】

×写真の規格が各寸法を満たしていない
×サングラスやマスクにより人物の特定ができない
×顔が不鮮明（ピンボケ・画質不良）、キズ、汚れ等がある
×カラーコンタクト、サークルレンズを装着
×左右反転や画像の加工（美肌、美顔等）処理している
×大きな装飾品、イヤホン等で目、耳、頭部が隠れている
×髪や服装等により、顔の輪郭の一部が隠れている
×背景と頭、髪、服装の境界が不明瞭
×眼鏡のフレームや反射が目にかかる
×赤目になっている
×背景に模様や家具等が映っている
×顔が横向きや左右に傾いている
×現在の容貌と著しく異なる
×口角が上がる等表情が平常時と著しく異なる

■ 本人確認のための書類（有効な原本に限ります。コピーは不可。）１点又は２点
※申請書類を代理人により提出する場合は、本人と代理人両方の「本人確認書類」が必要です。

・有効中の旅券は必ずお持ちください。
・本人確認書類は有効中のもので、氏名、生年月日、性別、住所、本籍が申請書の内容と一致しているものに限ります。
・申請者が未成年で、本人確認書類がそろわない場合は、親権者の本人確認書類もお持ちください。

いずれか１点でよい書類

○日本国旅券（有効中又は失効後６か月以内のもの）
○マイナンバーカード（通知カード不可）
○運転免許証（日本国内発行の国際運転免許証、仮免許証含む）
○運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年４月１日以降のもの）
○写真付き身体障害者手帳（写真貼替え防止がなされているもの。カード式も可。）
○船員手帳
○海技免状
○小型船舶操縦免許証
○猟銃・空気銃所持許可証
○戦傷病者手帳
○宅地建物取引士証
○電気工事士免状
○無線従事者免許証
○認定電気工事従事者認定証
○特種電気工事資格者認定証
○耐空検査員の証
○航空従事者技能証明証
○運航管理者技能検定合格証明書
○動力車操縦者運転免許証
○教習資格認定証
（猟銃の射撃教習を受ける資格の認定証で、都道府県公安委員会発行のもの）
○警備業法第 23 条第４項に規定する合格証明書
（警備員に関する検定の合格証で都道府県公安委員会発行のもの）
○官公庁職員身分証明書（写真付）
（独立行政法人、特殊法人、地方独立行政法人を含む）

２点必要な書類 Ａ欄から２点 又は Ａ欄１点＋Ｂ欄１点

Ａ欄	Ｂ欄
○各種資格確認書 ・国民健康保険 ・健康保険 ・船員保険 ・後期高齢者医療 ・国家公務員共済組合 ・地方公務員共済組合 ・私立学校教職員共済制度 ○各種年金証書 ・国民年金 ・厚生年金保険 ・船員保険 ○介護保険証 ○国民年金手帳 ○基礎年金番号通知書 ○共済年金又は恩給等の証書 ○印鑑証明書（提出日の前６月以内 に発行されたもの）と実印 ※都知事が特に認めるもの（例） ・納税証明書 ・所得証明書 ・課税（非課税）証明書 ・愛の手帳	○学生証（写真付） ○生徒手帳（写真付） ○会社の身分証明書（写真付） ○公の機関が発行した資格証明書（写真付） ※都知事が特に認めるもの（例） ・失効旅券（失効後６か月を経過したもの） ・帰国のための渡航書 ・療育手帳 ・身体障害者手帳 （写真貼り替え防止措置のないもの） ・母子健康手帳 ・源泉徴収票

※都知事が特に認めるものの組み合わせは原則不可

■ 東京都内に住民登録がない方（居所申請）

・都内に居住し、居住地を立証できる場合又は海外からの一時帰国者が都内に滞在している場合に東京都の旅券窓口で申請することができます。
・居所に居住している事情を確認させていただきますので、**必ず申請者本人が窓口にお越しください。**
・申請時に**通常必要な書類に加え**、以下の書類をお持ちください。

他の道府県に住民登録している方

○居所申請申出書　１通
○住民票の写し　　１通
（マイナンバー（個人番号）の記載が無く、申請前６か月以内に発行されたもの）
○居所の立証資料（いずれか１つ）
・居所が記載された学生証　・所属会社又は家主が作成した居所証明書
・居所の賃貸借契約書　・居所宛に届いた郵便物（居所の住居表示のある公共料金の請求書等）

都内に滞在する一時帰国者

○居所申請申出書　１通
○一時帰国の立証書類
・長期滞在査証 又は
再入国許可のある日本国旅券
・外国政府が発行した外国人登録証、
永住証明書 又は 再入国許可証

■ 未成年（申請時 18 歳未満）の方　※申請できるのは５年旅券のみ

・申請書裏面「法定代理人署名」欄に、親権者（原則として父又は母）又は後見人の署名が必要です。
・親権者等が遠隔地に在住している等の理由により申請書に署名ができない場合は、親権者等が署名した「旅券申請同意書」（様式自由 / ホームページに参考様式あり）を提出してください。
・年齢は「年齢計算に関する法律」に基づき、**誕生日の前日に１歳加算**されます。このため、**申請日が 18 歳の前日の場合は 10 年旅券の申請となり、法定代理人署名は必要ありません。**

■「刑罰等関係」の事項に該当する方　※手続窓口：新宿パスポートセンター 電話 03-5388-3196（刑罰等用）

・申請書の「刑罰等関係」に該当する方は、申請前に渡航事情説明書と必要書類（起訴状の写しや判決謄本など）を提出していただく必要があります。事前に**【刑罰等用ダイヤル 03-5388-3196】**までご相談ください。
・手続窓口は新宿パスポートセンターのみとなります。オンライン申請の場合も来所が必要です。
・審査に１～２か月程度を要しますので、余裕をもってご相談ください。

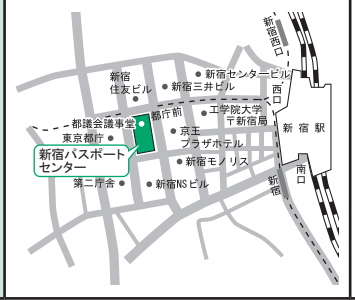
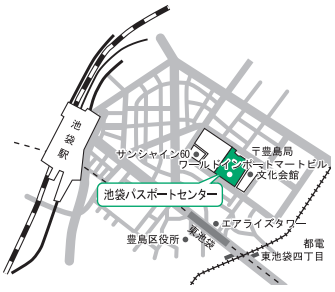
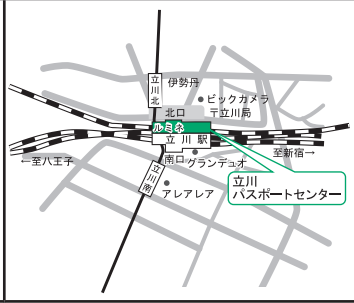
■ 申請書類の代理提出

・申請書裏面「申請書類等提出委任申出書」の申請者記入欄は、**必ず申請者本人が記入**してください。
※未成年者の申請を法定代理人（親権者等）が代理提出する場合は、この欄への記入は必要ありません。
・申請者本人の本人確認書類（原本）含む必要書類一式のほかに、**代理提出者の本人確認書類（要件は申請者と同様）が必要**です。

○次の場合は、直接ご本人に事情を伺う必要があるため、代理人（法定代理人含む）による提出はできません。

- **申請書の「刑罰等関係」欄に「はい」がある場合**
- **有効旅券を紛失・盗難・焼失した場合**
- **外国における災害や事故等により、親族や関係者が緊急に渡航する場合**
- **居所申請の場合**

■ 東京都の旅券窓口案内　※いずれも無料駐車場はありません。電車・バスをご利用ください。

名称	東京都旅券課(新宿パスポートセンター)	有楽町パスポートセンター	池袋パスポートセンター	立川パスポートセンター
案内図				
最寄駅	JR新宿駅(西口徒歩10分) 都営大江戸線都庁前駅A3出口	JR有楽町駅(京橋口徒歩1分) 地下鉄有楽町駅・銀座駅・日比谷駅	JR池袋駅(東口徒歩15分) 地下鉄有楽町線東池袋駅(徒歩10分) 都電東池袋四丁目停留所(徒歩12分)	JR立川駅(徒歩1分) 多摩モノレール立川北駅(徒歩3分)
所在地	新宿区西新宿2－8－1 都庁都民広場地下1階	千代田区有楽町2－10－1 東京交通会館2階	豊島区東池袋3－1－3 サンシャインシティワールドインポートマートビル5階	立川市曙町2－1－1 ルミネ立川店9階

■ 旅券の受領案内　　交付予定日：申請日から９日（土・日・祝休日・年末年始を除いた開所日）目以降

・旅券の受け取りは引換書を持参のうえ、**申請した窓口に必ずご本人（旅券名義人）がお越し**ください。
・**切替申請の場合は申請時に提示した旅券を必ずお持ちください。**お忘れの場合は新規旅券をお渡しできません。
・旅券をお渡しできる日は交付予定日よりも遅れる場合があります。申請受理時にお渡しする「引換書」記載の「パスけん」のＱＲコードから、実際に交付できる日がご確認いただけますのでご利用ください。
・《未交付失効》発行日から６か月以内に受け取らない場合、その旅券は失効となりお渡しできません。次回申請時の手数料は増額となります。

申請区分	通常（窓口申請）			未交付失効①※（増額）			未交付失効②※（増額）		
	手数料	内訳		手数料	内訳		手数料	内訳	
		国手数料	都手数料		国手数料	都手数料		国手数料	都手数料
10 年旅券（18 歳以上）	9,300 円	7,000 円	2,300 円	15,300 円	11,000 円	4,300 円	18,300 円	14,000 円	4,300 円
５年旅券（18 歳未満）	4,800 円	2,500 円	2,300 円	10,800 円	6,500 円	4,300 円	9,300 円	5,000 円	4,300 円
残存有効期間同一旅券	5,800 円	3,500 円	2,300 円	11,800 円	7,500 円	4,300 円	11,300 円	7,000 円	4,300 円

※ オンライン申請は、各区分とも、都手数料が 400 円安くなります。（通常 1,900 円、増額 3,900 円）
※ 未交付失効①：令和５年３月 27 日～令和８年６月 30 日に申請した旅券が未交付失効の場合
※ 未交付失効②：令和８年７月１日以降に申請した旅券が未交付失効の場合

VEGETABLE OIL INK
リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ